

○総務省令第五十四号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十七日

総務大臣 山本 早苗

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する

法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の前の見出し中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」の下に「及び平成二十八年熊本地震」を加え、同条第一項中「附則第九条第一項において「特定災害区域」という」を「以下同じ」に改め、「有する被災者」の下に「及び平成二十八年熊本地震に際し同法が適用された市町村の区域に住居を有する被災

者」を、「措置として、」の下に「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者については」を、「までの間」の下に「、平成二十八年熊本地震に際し同法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者については当分の間」を加え、「当該」を「これらの」に改める。

附則第九条第一項中「特定災害区域に住居を有する」を「附則第七条第一項に規定するこれらの」に改め、「措置として、」の下に「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者については」を、「までの間」の下に「、平成二十八年熊本地震に際し同法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者については当分の間」を加え、「当該」を「これらの」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。